





各 位

会社名 TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社

代表者名 代表取締役社長 谷上 俊二

(コード番号:4687 東証一部)

問合せ先 取締役管理本部長 岩田 伸

(TEL: 03-6730-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の改正に備え、第2条 (目的) につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 28 条(取締役の責任免除)及び第 37条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
1.~6. (条文省略)	1.~6. (現行どおり)
(新設)	7. 労働者派遣事業
7. (条文省略)	8. (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(業務執行取締役等である者を除く)の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第37条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 26 日定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 26 日

以上